

昭和二十三年総理府令第二十九号

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則を次のように定める。

(審査予定裁判官に関する通知事項)

第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。)
第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)
第十四条第一項又は第二項の規定により投票用紙に法第一条に規定する審査(以下「審査」という。)
に付される同条に規定する裁判官(以下「裁判官」という。)
としてその氏名を印刷する者の中に同一氏名の者が二人以上ある場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(審査に付される裁判官に関する通知事項)

第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、前条に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めたときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。

(投票用紙等の様式)

第三条 審査の投票用紙は、別記第一号様式に準じて調製しなければならない。

2 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前項の規定にかかわらず、別記第二号様式その一に準じて(当該投票用紙のうち法第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、別記第二号様式その二により)調製しなければならない。

3 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条第七項又は第八項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その一に準じて、同条第九項の規定による審査の投票を行う場合における投票送信用紙は別記第三号様式その二に準じて調製しなければならない。

4 法第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字による審査の投票に用いるものを除く)は、第一項の規定にかかわらず、別記第四号様式により調製しなければならない。

(在外投票用の投票用紙等請求書の様式)

第四条 令第十三条の規定によりその例によることとされる公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第六十五条の三第一項及び第六十五条の十一第一項に規定する請求書の様式は、在外選挙執行規則(平成十一年自治省令第二号)別記第十五号様式に準じて作成しなければならない。

(投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製)

第五条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、それぞれ別記第五号様式から第八号様式までに準じて調製しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第六条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の掲示における掲示事項)

第七条 令第十九条第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八条第七号に規定する裁判官の氏名等の掲示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一条に規定する任命年月日(以下この条において「任命年月日」という。)
が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二十七年八月一六日総理府令第五十六号) 抄

1 この府令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二二日総理府令第三〇号)
この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十八年三月二一日自治省令第七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

7 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年一月二四日自治省令第二十七号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)
以後にその期日を告示される審査について適用し、施行日前にその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一四日自治省令第一七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二五自治省令第四一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日から施行する。

8 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一月三〇自治省令第一号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十七号)の施行の日(平成十年六月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の地方自治法施行規則及び最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された投票又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年九月一四自治省令第四四号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年七月二四日総務省令第一〇〇号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十九号)の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する。

5 前二項の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二七日総務省令第六二号) 抄

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則、在外選挙執行規則及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則の規定(第三条による改正後の在外選挙執行規則第二十三条の規定を除く)は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)
の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項において「公示日」という。)
以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査につ

備考
一 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から×の記号を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
二 投票用紙に押すべき市町村の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会、特別区の選挙管理委員会を含む。別記第二号様式その一備考第一号において同じ。の印をもつてこれに代へて差し支えない。
三 不正行為を防止することができする方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会、その定めるところにより、投票用紙に押すべき市町村の選挙管理委員会又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の選挙管理委員会の印を刷込み式に（しても）差し支えない。

四 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民
審査」等と記載しなければならない。
五 第一条に規定する場合には、中央選挙管理会の定めるところにより、裁判官の氏名の欄
の下に当該同一氏名の者を区別するに足りる事項を記載する欄を設けなければならない。

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）

第二号様式（点字による投票の投票用紙の様式）（第三条関係）
その一

最高裁判所裁判官国民審査投票

点 字 投 票

都（道府県）
（市）（区）（町）
（村）選挙管
理委員会印

○ 注 意

一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。

二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

備考
一 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定
めるところにより、市町村の選挙管理委員会の印をもつてこれに代えても差し支えない。
二 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる
場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべ
き都道府県又は指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
三 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民
審査」等と記載しなければならない。

一 総務大臣の印は、刷込み式とする。

二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

最高裁判所裁判官国民審査
在外投票点字投票
○ 注意
一 やめさせた方がよいと思う裁判官があるときは、その氏名を書くこと。
二 やめさせた方がよいと思う裁判官がないときは、何も書かないこと。

第三号様式（洋上投票等における投票送信用紙の様式）（第三条関係）

[illegible]

[illegible][illegible]

- 備考
- 一 投票送信用紙は片面印刷の方法により調製しなければならない。
 - 二 投票送信用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 三 投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村（公職選挙法附令第五十九条の八第項に規定する南極投票指定市町村をいう。以下同。）の選挙管理委員会の印は、南極投票指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、南極投票指定市町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
 - 四 不正行為を防止することができると認められる場合に限り、南極投票指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
 - 五 投票記載部分にいずれの書表に係る投票送信用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。
 - 六 南極投票指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、投票送信用紙の必要事項記載部分の「選挙送信用紙」とある欄を「選挙送信用紙」として記入しなければならない。
 - 七 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

第四号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第三条関係）

表
最高裁判所裁判官国民審査在外投票
総務大臣印

備考
一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

裏

注意
一 やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の告示順序を示す番号の上の欄に×を書くこと。
二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。

×を書く欄

裁判官の氏名の告示順序を示す番号

151413121110987654321

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

第五号様式（投票録の様式）（第五条関係）

その一
何年何月何日
執行

最高裁判所裁判官国民審査投票用紙投票録

何投票区

1	投票所開設場所	市区（区）役所（投票計設場）（開の場所）	年	月	日	場	西	東	出	示	年	月	日
2	投票所の変更	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
3	投票管理	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
4	投票立会人	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
5	投票管理の委任した者	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
6	投票管理の委任した者	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
7	投票の状況	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏
8	投票所事務担当者	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏	氏

備考
一 総務大臣の印は、刷込み式とする。
二 いずれの審査に係る投票用紙であるかを表示する際には、「第何回最高裁判所裁判官国民審査」等と記載しなければならない。

- 備考
- 1 この様式は、投票所（法第28条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第30条の3第2項に規定する指定在外選挙区の投票所を除く。）における投票録の様式である。
- 2 指定区域として1区又は複数区域である場合は第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則（昭和25年総務府令第15号）第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する区域となつた場合には、その旨を「所管区域」に記して記載すること。
- 3 署名人の氏名のみが記載では、署名人を確認することと同様である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 4 「署名当日の有効期」には、横書き投票を行った者のうち署名の欄目までの欄に署名筆を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 5 投票所における投票者（有権者）と投票事務職員との合称「投票者」欄に記入すること。
- 6 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において職任の開始後を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間と記載すること。
- 7 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務の代理を行うこととされた投票管理者及び職務の代理者に共に事故があり、若しくはこれらの方が事故に欠けた場合において職務の代理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務の代理及び代理等をする事となつた事実を記入すること。
- 8 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において職任の開始も含うこととされた時間又は投票立会人が引離をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間と記載すること。
- 9 投票管理者又は投票立会人が交替した場合には、引離した係る職任を記すこと。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において離任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 指定区域投票区である場合には、この様式中「住居投票者」欄及びその欄に引離を引くこと。ただし、繰上投票が行はれ当該投票区に属する署名人となつた投票者の投票を受けた場合は第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 12 公職選挙法第15条ただし書に規定するものにあつては、「6 投票者、投票録及び選挙人名簿を投票管理者に送附すべき投票立会人」欄には、投票録及び投票録を投票管理者に送附すべき投票立会人を記載すること。
- 13 この様式に附ける事項のほか、投票管理者において、投票に關し要する事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、簡略用語を使用することができる。

その二

投票所		最高裁判所裁判官国民審査会		共通投票所投票録	
年	月	日	期	所	事
1	年	月	日	期	所
2	共通投票所の変更				
氏	名	期	年	月	日
3	投票管理者				
4	投票立会人				
5	投票管理者が離任した者				
6	署名を投票管理者に送附すべき投票立会人				
7	投票の状況				
8	投票者の状況				
9	投票者の状況				
10	投票者の状況				
11	投票者の状況				
12	投票者の状況				
13	投票者の状況				
14	投票者の状況				
15	投票者の状況				
16	投票者の状況				
17	投票者の状況				
18	投票者の状況				
19	投票者の状況				
20	投票者の状況				
21	投票者の状況				
22	投票者の状況				
23	投票者の状況				
24	投票者の状況				
25	投票者の状況				
26	投票者の状況				
27	投票者の状況				
28	投票者の状況				
29	投票者の状況				
30	投票者の状況				
31	投票者の状況				
32	投票者の状況				
33	投票者の状況				
34	投票者の状況				
35	投票者の状況				
36	投票者の状況				
37	投票者の状況				
38	投票者の状況				
39	投票者の状況				
40	投票者の状況				
41	投票者の状況				
42	投票者の状況				
43	投票者の状況				
44	投票者の状況				
45	投票者の状況				
46	投票者の状況				
47	投票者の状況				
48	投票者の状況				
49	投票者の状況				
50	投票者の状況				
51	投票者の状況				
52	投票者の状況				
53	投票者の状況				
54	投票者の状況				
55	投票者の状況				
56	投票者の状況				
57	投票者の状況				
58	投票者の状況				
59	投票者の状況				
60	投票者の状況				
61	投票者の状況				
62	投票者の状況				
63	投票者の状況				
64	投票者の状況				
65	投票者の状況				
66	投票者の状況				
67	投票者の状況				
68	投票者の状況				
69	投票者の状況				
70	投票者の状況				
71	投票者の状況				
72	投票者の状況				
73	投票者の状況				
74	投票者の状況				
75	投票者の状況				
76	投票者の状況				
77	投票者の状況				
78	投票者の状況				
79	投票者の状況				
80	投票者の状況				
81	投票者の状況				
82	投票者の状況				
83	投票者の状況				
84	投票者の状況				
85	投票者の状況				
86	投票者の状況				
87	投票者の状況				
88	投票者の状況				
89	投票者の状況				
90	投票者の状況				
91	投票者の状況				
92	投票者の状況				
93	投票者の状況				
94	投票者の状況				
95	投票者の状況				
96	投票者の状況				
97	投票者の状況				
98	投票者の状況				
99	投票者の状況				
100	投票者の状況				

- 備考
- 1 この様式は、共通投票所（法第28条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第40条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した投票所を除く。）における投票録の様式である。
- 2 署名人の氏名のみが記載では、署名人を確認することと同様である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において職任の開始後を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間と記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務の代理を行うこととされた投票管理者及び職務の代理者に共に事故があり、若しくはこれらの方が事故に欠けた場合において職務の代理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務の代理及び代理等をする事となつた事実を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において職任の開始も含うこととされた時間又は投票立会人が引離をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間と記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人が交替した場合には、引離した係る職任を記すこと。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において離任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 公職選挙法第15条ただし書に規定するものにあつては、「6 投票者、投票録及び選挙人名簿を投票管理者に送附すべき投票立会人」欄には、投票録及び投票録を投票管理者に送附すべき投票立会人を記載すること。
- 9 この様式に附ける事項のほか、投票に關する事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票結果

[illegible]

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人	氏 名
投票立会人	氏 名

備考

- [illegible]

その四

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票日

何段明4

[illegible]

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者（職）	氏 名
投票立会人	氏 名
投票立会人	氏 名

[illegible]

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

[illegible]

第七号様式(審査分会録の様式)(第五条関係)

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会開設場所	都(何道府県) 庁 (何の場所)				
2	審査分会立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1)	あらかじめ選任された者					
(2)	臨時に選任された者					
3	審査分会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分開会		
4	審査の結果					
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率
			総 数	国民審査法第22条第2項、第3項又は第5項の規定の適用を受けたもの		
(2)	罷免を可とする投票の数、罷免を可としない投票の数及び記載を無効とされたものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	
5	選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数	何人				
6	審査分会事務従事者	総数 何人 内	1 都道府県選挙管理委員会書記 2 都道府県の職員 3 その他の者	何人 何人 何人		

何年何月何日調製

審査分会長(職)

氏 名

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

審査分会立会人

氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。

第八号様式(審査録の様式)(第五条関係)

何年何月何日
開 会

最高裁判所裁判官国民審査審査録

1	審査会開設場所	何 の 場 所				
2	審査立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1)	あらかじめ選任された者					
(2)	臨時に選任された者					
3	審査会開閉時刻	何年何月何日 午前(後)何時何分開会		何年何月何日 午前(後)何時何分開会		
4	審査の結果					
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票	無効投票		
				無効投票率 %		
(2)	選挙人名簿に登録されている者及び在外選挙人名簿に登録されている者の総数並びにその百分の一の数	総 数		総数の百分の一の数		
(3)	罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない投票の数	氏 名	罷免を可とする投票	票	罷免を可としない投票	票
		計		計		
(4)	罷免をされないものと決定した裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名)				
(5)	罷免をされるものと決定した裁判官	(氏 名) (氏 名) (氏 名)				
5	審査会事務従事者	総数 何人 内	1 総務省の職員 2 その他の者	何人 何人		

何年何月何日調製

審査長(職)

氏 名

我々は、この審査録の記載が真正であることを確認して、署名する。

審査立会人

氏 名

審査立会人

氏 名

審査立会人

氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査長において、審査会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。